

令和4年度応急手当普及員養成講習会のご案内

◇県民は「救命の連鎖」を支える重要な役割を担っています！！

- 急変した傷病者を救命し、社会復帰させるために必要となる一連の行いを「救命の連鎖」（図参照）といいます。
- 「救命の連鎖」を構成する4つの輪がすばやくつながると救命効果が高まります。

図「救命の連鎖」

「救命の連鎖」における最初の3つの輪は、現場に居合わせた県民によって行われることが期待されています。



◇応急手当普及員とは

- 地域の方や事業所の従業員の方を対象とした普通救命講習の指導者養成を目的とした資格です。
- 講習は3日間の受講で、基礎医学（人体の構造、感染防止）と応急手当（AEDの使用方法を含む）の実技や指導方法を学びます。

◇令和4年度の応急手当普及員養成講習会予定表

地域	講習場所	開催時期 ※各講習とも3日間	時間	定員
東部 地区	①県立福祉人材研修センター （鳥取市伏野1729-5）	①令和4年8月1～3日（月～水）	①9:00～17:30	30名
	②鳥取消防署（鳥取市吉成640-1）	②令和4年11月26,27日,12月4日（土,日,日）	②8:30～17:00	
中部 地区	倉吉消防署 （倉吉市八屋307-4）	①令和4年8月15～17日（月～水） ②令和4年12月3,4日,11日（土,日,日）	8:30～17:00	30名
西部 地区	鳥取県消防学校 （米子市流通町1350）	①令和4年8月22～24日（月～水） ②令和4年11月26,27日,12月4日（土,日,日）	8:30～17:00	30名

（注）テキストについて・・・応急手当指導者標準ガイドライン2020対応を各自で講習前に購入してください。

※ガイドライン2020対応テキストは夏頃に出版予定のため、発売前の講習会については、ガイドライン2015対応／3,740円を購入してください。

- 講習会の受講を希望される方は、鳥取県消防学校へお申込みください。
- 講習修了者には「認定証」（3年間有効）が交付されます。
- 認定証が交付された方は、所属事業所や自治会内で普通救命講習会を開催することができます。
- 講習会で使用する資機材（心肺蘇生用人形、AEDトレーナーなど）を借りることができます。
＊普通救命講習受講者名簿を最寄りの消防署に提出すると、消防署から「修了証」を交付します。
- 今年度から受講者には、感染防止対策としてフェイスシールドを寄贈します。

講習に関する問い合わせ先

鳥取県消防学校	米子市流通町1350	☎0859（27）0353
東部広域行政管理組合消防局	鳥取市吉成640-1	☎0857（23）0119
鳥取中部ふるさと広域連合消防局	倉吉市福守町415-2	☎0858（29）5119
西部広域行政管理組合消防局	米子市両三柳5452	☎0859（35）1951

夜間の急な病気やけが等… すぐに受診したほうがよいのか
お困りのときは…



とっとり

大人(概ね15歳以上の方)を対象

おとな救急ダイヤル

県内のプッシュ回線・携帯電話からは

7 1 1 9

ダイヤル回線・IP電話からは 0857-26-7990

とっとり

15歳未満のお子さん対象

子ども救急ダイヤル

県内のプッシュ回線・携帯電話からは

8 0 0 0

ダイヤル回線・IP電話からは 0857-26-8990



相談
時間

とっとりおとな・子ども救急ダイヤルどちらも

平日 午後7時▶翌日午前8時

土・日・祝・祭日 午前8時▶翌日午前8時

相談
内容

発熱、頭痛、腹痛、吐き気など
急な病気やけが等に
関する相談

経験豊富な看護師などが医療機関の受診の必要性や、対処方法等について助言します。

※この電話相談は、診療行為、医療行為ではなく、電話での助言により相談者の判断の参考としていただくものです。

※相談は無料ですが、通話料金がかかります。

鳥 取 県



応急手当普及員養成講習会カリキュラム

	時 限	時 間	講 習 項 目	細 目	形 式
1 日 目	1	08:30～09:20	応急手当について	重要性、普及啓発制度、具体的指導要 領、実施に伴う法的責任	講 義
	2	09:30～10:20			
	3	10:30～11:20	指導のための知識	医学的な基礎知識、応急手当に関連する 感染症、A E Dについて、訓練用資機材	
	4	11:30～12:20			
	昼 休 憩				
	5	13:10～14:00	救命講習の実技と指導方法	○救命処置の実技と指導要領 ・救命処置の流れ ・救命処置の手順	実 技
	6	14:10～15:00			
	7	15:10～16:00			
	8	16:10～17:00			
2 日 目	1	08:30～09:20	救命講習の実技と指導方法	○救命処置の実技と指導要領 ・救命処置の流れ ・救命処置の手順	実 技
	2	09:30～10:20			
	3	10:30～11:20			
	4	11:30～12:20			
	昼 休 憩				
	5	13:10～14:00	救命講習の実技と指導方法	○救命処置の実技と指導要領 ・救命処置の流れ ・救命処置の手順 ・気道異物の除去	実 技
	6	14:10～15:00			
	7	15:10～16:00			
	8	16:10～17:00			
3 日 目	1	08:30～09:20	救命講習の実技と指導方法	○その他の応急手当の実技と指導要領 ・安全の確認と傷病者への基本的な対応 ・搬送法 ・病気やけがに対する応急手当 ・119番通報と救急車の適正利用の啓発	実 技
	2	09:30～10:20			
	3	10:30～11:20			
	4	11:30～12:20			
	昼 休 憩				
	5	13:10～14:00	救命講習の実技と指導方法	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	実 技
	6	14:10～15:00			
	7	15:10～16:00	効果測定と指導内容に関する 質疑への対応	○効果測定 ○指導内容に関する質疑への対応	
	8	16:10～17:00			

※第1回東部地区養成講習会については、講習時間が異なりますので御注意ください。
（9時開始～17時30分終了）

主に県民が行う一次救命処置（BLS）の手順

※「救急蘇生法の指針 2020（市民用）」から引用

